

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第34号

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成21年四日市市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 設置及び組織（第2条－第6条）</u></p> <p><u>第3章 審査会の調査審議等の手続</u></p> <p><u>第1節 審査請求に係る調査審議の手続（第7条－第15条）</u></p> <p><u>第2節 情報公開及び個人情報の取扱い等に係る審議の手続（第16条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第17条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第18条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p>	<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 諮問機関 四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号）</u></p>

以下「情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関のうち、同条例第17条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づき諮問したもの又は四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関のうち、同条例第36条第1項の規定に基づき諮問したものをいう。

(2) 行政情報 情報公開条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。

(3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(4) 開示決定等 情報公開条例第11条第1項又は個人情報保護条例第17条第3項に規定する開示決定等をいう。

## 第2章 設置及び組織

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事務を行うため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号。以下「情報公開条例」という。)第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用

(設置)

第3条 次の各号に掲げる事務を行うため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 諮問機関の諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報保護条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項について意見を述べること。

する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 四日市市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年四日市市条例第32号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 情報公開条例第30条第2項の規定により同条第1項の報告について意見を述べること。

(5) 四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年四日市市条例第33号。以下「法施行条例」という。)第6条の規定による諮問に応じ意見を述べること。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ意見を述べること。

2 審査会は、前項第4号に定めるもののほか情報公開に関する重要な事項について、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、情報公開条例第25条第1項に規定する出資法人等又は指定管

2 審査会は、情報公開に関する重要な事項について、実施機関(情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)に意見を述べることができる。

3 審査会は、個人情報保護条例の規定により報告を受けた事項に関し、実施機関(個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。)に意見を述べることができる。

4 審査会は、情報公開条例第25条第1項に規定する出資法人等若しくは個

理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）から諮問があったときは、当該出資法人等又は指定管理者の情報公開について必要な意見を述べることができる。

（組織）

第3条 （略）

（合議体）

第4条 （略）

（委員）

第5条 （略）

（会長等）

第6条 （略）

### 第3章 審査会の調査審議等の手続

#### 第1節 審査請求に係る調査審議の手続

（定義）

第7条 この節において「諮問機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関のうち、同条例第18条第1項の規定により審査会に諮問を

個人情報保護条例第38条第1項に規定する出資法人（以下この項において「出資法人等」と総称する。）又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）から諮問があったときは、当該出資法人等又は指定管理者の情報公開又は個人情報の保護について必要な意見を述べることができる。

（組織）

第4条 （略）

（合議体）

第5条 （略）

（委員）

第6条 （略）

（会長等）

第7条 （略）

したもの。

(2) 情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問をした議会

(3) 法施行条例第2条第2項に規定する実施機関のうち、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をしたもの。

(4) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議会の議長

2 この節において「行政情報」とは、情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る同条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報

(2) 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

(審査会の調査権限)

第8条 審査会（合議体を含む。以下この節において同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、行政情報

(審査会の調査権限)

第8条 審査会（合議体を含む。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、開示決定等に係る行政

又は保有個人情報(以下この節において「行政情報等」という。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報等の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、行政情報等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、行政情報等に市、国、市以外の地方公共団体及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されている場合において必要と認めるときは、諮問機関に対し、当該情報に係る者に行政情報等の名称その他の事項を通知し、意見書を提出する機会を与えるよう求めることができる。

5 (略)

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する

情報又は個人情報(以下「行政情報等」という。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報等の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、開示決定等に係る行政情報等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、開示決定等に係る行政情報に市、国、市以外の地方公共団体及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されている場合において必要と認めるときは、諮問機関に対し、当該情報に係る者に開示請求に係る行政情報等の名称その他の事項を通知し、意見書を提出する機会を与えるよう求めることができる。

5 (略)

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、

とともに、答申の内容を公表するものとする。ただし、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第2節 情報公開及び個人情報  
の取扱い等に係る審議の手續

(審査会の意見)

第16条 第2条第1項第4号から第6号まで、同条第2項及び同条第3項に規定する審査会の意見の決定は、委員の合議によるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 (略)

第5章 罰則

(罰則)

第18条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

答申の内容を公表するものとする。ただし、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

(委任)

第16条 (略)

(罰則)

第17条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年四日市市条例第33号。以下「法施行条例」という。）附則第2項の規定による廃止前の四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）第36条第1項の規定による諮問がされた場合におけるこの条例による改正前の四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条第1項第1号に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(総務部総務課)